

作成日 2006年 4月 26日

改訂日 2024年 4月 1日

注意書き : 【安全対策】

- P201 使用前に取扱説明書を入手すること。
- P202 全ての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
- P210 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。
- P233 容器を密閉しておくこと。
- P240 容器を接地しアースを取ること。
- P241 防爆型の電気機器／換気装置／照明機器等を使用すること。
- P242 火花を発生させない工具を使用すること。
- P243 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
- P261 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。
- P264 取扱い後は手をよく洗うこと。
- P271 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
- P272 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
- P273 環境への放出を避けること。
- P280 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面等を着用すること。

: 【応急措置】

- P301+P310 飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。
- P302+P352 皮膚に付着した場合：多量の水と石けんで洗うこと。
- P303+P361+P353 皮膚又は髪に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。
- P304+P340 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- P305+P351+P338 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- P308+P313 ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当てを受けること。
- P312 気分が悪い時は医師に連絡すること。
- P321 特別な処置が必要である（4. 応急措置を参照）。
- P331 無理に吐かせないこと。
- P332+P313 皮膚刺激が生じた場合：医師の診察／手当てを受けること。
- P333+P313 皮膚刺激又は発疹が生じた場合：医師の診察／手当てを受けること。
- P337+P313 眼の刺激が続く場合：医師の診察／手当てを受けること。
- P362+P364 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
- P370+P378 火災の場合：消火するために適切な消火剤を使用すること。
- P391 漏出物を回収すること。

: 【保管】

- P403+P233 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。
- P403+P235 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。
- P405 施錠して保管すること。

: 【廃棄】

- P501 内容物や容器は、当該規則に従い都道府県知事の許可を受けた専門の産業廃棄物処理業者に委託して、適切に廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 : 混合物

化学名又は一般名	含有量
O, O-ジメチル- O- (3-メチル- 4-ニトロフェニル) チオホスフェート (一般名: MEP)	0.7%
有機溶剤等	99.3%

作成日 2006年 4月 26日

改訂日 2024年 4月 1日

化学名又は一般名	含有量	CAS No.	化管法 管理番号	官報公示整理番号	
				化審法	安衛法
MEP	0.7%	122-14-5	1種 251	3-2616	4-(9)-232
キシレン	0.5%	1330-20-7	1種 80	3-3	—
エチルベンゼン	0.5%	100-41-4	1種 53	3-28	—
灯油	95.0%	8008-20-6	—	—	—

4. 応急措置

- 吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
異常が続く場合は、速やかに医師の手当てを受けること。
- 皮膚に付着した場合 : 直ちに多量の水と石けんでよく洗うこと。
異常があれば速やかに医師の手当てを受けること。
作業後は衣服等を交換し、着用していた衣服は他の物と分けて洗濯すること。
- 眼に入った場合 : 水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。直ちに医師に連絡すること。
- 飲み込んだ場合 : 水でよく口の中を洗浄する。
無理に吐き出させないで、直ちに医師の手当てを受けさせること。

5. 火災時の措置

- 適切な消火剤 : 泡、粉末、二酸化炭素
- 使ってはならない消火剤 : 棒状水
- 火災時の特有の危険有害性 : 燃焼ガスには有毒なガスが含まれる恐れがあるので消火作業の際には煙を吸入しないように注意すること。
- 特有の消火方法 : 速やかに火元への燃焼源を断ち、消火剤を用いて消火する。
容器及び周辺に散水して冷却する。
消火作業は風上から行う。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 : 屋内の場合、処理が終わるまで十分に換気を行う。
漏出した場所の周辺に、ロープを張るなどして関係者以外の立ち入りを禁止する。
漏出時の処理を行う際には保護具を着用する。
- 環境に対する注意事項 : 悪臭又は刺激性が強いので、周辺の住民に漏洩の生じたことを通報する等の適切な措置を行う。
漏出物を直接に河川や下水に流してはいけない。
漏出液が河川、養殖池等に流れ込まないように注意すること。
- 封じ込め及び浄化の方法及び機材 : 少量の場合は、吸着剤(土・砂等)に吸着させ取り除いた後、残りをウエス、雑巾等でよく拭き取る。
大量の場合は、土砂等(の不燃物)で囲って流出を防止し、スコップ又は吸引機などで空容器に回収する。
水上に流出した非水溶性の製品は、吸収剤を使用して回収する。

7. 取扱い及び保管上の注意

- 取扱い 技術的対策 : 「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
- 安全取扱注意事項 : ラベルをよく読む。記載以外に使用しない。
取扱いは換気の良い場所で行い、作業場の換気は十分行う。
取扱場所の近くに、緊急時に洗眼及び身体洗浄を行うための設備を設置する。
屋外での取扱いはなるべく風上から作業する。

作成日 2006年 4月 26日

改訂日 2024年 4月 1日

取扱いの都度、容器を密閉する。
 眼、皮膚、衣類に付けないこと。
 適切な保護具を着用すること。
 火気厳禁
 高温、火気の近くで取扱ってはならない。

局所排気・全体排気 : 「8. ばく露防止及び保護措置」を参照
 接触回避 : 「10. 安定性及び反応性」を参照
 衛生対策 : この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
 取扱い後は、手、顔等をよく洗い、うがいをする事。

保管 安全な保管条件 : 食物、飲料等と区別し、火気、直射日光を避け、鍵のかかるなるべく低温で乾燥した場所に密栓して保管すること。
 小児の手の届く所へ置かない。
 安全な容器包装材料 : 国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度

キシレン : 50ppm
 エチルベンゼン : 20ppm

許容濃度

日本産業衛生学会

キシレン : 50ppm
 エチルベンゼン : 20ppm
 MEP : 1mg/m³

ACGIH

灯油 : TLV-TWA: 200 mg/m³
 キシレン : TWA 100ppm ・ STEL 150ppm
 エチルベンゼン : TWA 20ppm

設備対策

: 屋内で取扱う場合には、全体換気装置を設置する。
 できるだけ密閉された装置、機器又は局所排気装置を使用する。
 取扱場所の近くに洗眼及び身体洗浄のための設備を設ける。

保護具

呼吸用保護具 : 農業用マスク
 手の保護具 : 不浸透性手袋
 眼、顔面の保護具 : 保護眼鏡
 皮膚及び身体の保護具 : 長ズボン・長袖の作業衣等

9. 物理的及び化学的性質

物理状態 : 油状液体
 色 : 淡黄色透明
 臭い : 特有臭
 融点/凝固点 : 情報なし
 沸点又は初留点及び沸騰範囲 : 情報なし
 可燃性 : 情報なし
 爆発下限界及び爆発上限界/可燃限界 : 情報なし
 引火点 : 27.3°C
 自然発火点 : 情報なし
 分解温度 : 情報なし
 pH : 情報なし

作成日 2006年 4月 26日

改訂日 2024年 4月 1日

特定標的臓器毒性（反復ばく露）

：（製品）情報なし
（成分）
エチルベンゼン：区分2（聴覚器）
キシレン：区分1（神経系、呼吸器）

誤えん有害性

：（製品）情報なし
（成分）
灯油：区分1
エチルベンゼン：区分1
キシレン：区分1

12. 環境影響情報

水生環境有害性 短期（急性）： 区分1

水生環境有害性 長期（慢性）： 区分1

生態毒性

魚（コイ）	： LC50 (96h)	4. 0ppm	（40%油剤のデータ）
甲殻類（ミジンコ）	： EC50 (48h)	0. 0059ppm	（40%油剤のデータ）
藻類	： EbC (72h)	2. 1ppm	（40%油剤のデータ）

残留性・分解性

： 情報なし

生態蓄積性

： 情報なし

土壌中の移動性

： 情報なし

オゾン層への有害性

： 情報なし

その他

： ミツバチ、昆虫等に影響あり

13. 廃棄上の注意

化学品（残余廃棄物）、当該化学品が付着している汚染容器及び包装の安全で、かつ、環境上望ましい廃棄、又はリサイクルに関する情報

残余廃棄物

： 使用残りの農薬を不注意に廃棄したり、不要になった農薬を放置したりすると思わぬ事故を引き起こすことがあるので、その処理に当たっては関係法令を遵守し適正な処理を行うこと。

汚染容器及び包装

： 空容器、空袋等はリサイクルできないため、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者に処理を委託する等により適切に処理を行うこと。

14. 輸送上の注意

国際規制

国連番号

： UN1993

品名

： その他の引火性液体

国連分類

： クラス3（引火性液体）

容器等級

： III

国内規制

陸上輸送

： 道路法等の規定に従う。

海上輸送

： 船舶安全法の規定に従う。

航空輸送

： 航空法の規定に従う。

特別の安全対策

： 輸送前に容器の破損、腐食、漏れ等がないことを確認する。転倒、落下、破損がないよう積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。
車両、船舶には保護具（手袋、メガネ、マスク等）を常備する他、緊急時の処理に必要な消化器、工具等を備えておく。

15. 適用法令

化学物質排出把握管理促進法

： チオりん酸O， OージメチルーOー（3ーメチルー4ーニトロフェニル）（別名フェニトロチオン又はMEP）（管理番号：251）（1%未満の含有のため非該当）

作成日 2006年 4月 26日

改訂日 2024年 4月 1日

労働安全衛生法

名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9）

： エチルベンゼン（政令番号：70）

キシレン（政令番号：136）

灯油（政令番号：380）

名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9）

： エチルベンゼン（政令番号：70）

キシレン（政令番号：136）

灯油（政令番号：380）

危険物（令別表第1）： キシレン

灯油

皮膚等障害化学物質等（則第594条の2）

： 灯油（皮膚吸収性有害物質）

毒劇物取締法： 該当しない

化審法

優先評価化学物質： エチルベンゼン

キシレン

消防法： 第4類 第2石油類

船舶安全法： 危規則第2,3条危険物告示別表第1引火性液体類

航空法： 施行規則第194条危険物告示別表第1引火性液体類

農薬取締法： 登録番号 第14341号

16. その他の情報

参考文献

- ・ JIS Z 7252：2019 GHSに基づく化学物質等の分類方法
- ・ JIS Z 7253：2019 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法 — ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS）
- ・ 独立行政法人 製品評価技術基盤機構（NITE-CHRIP）
- ・ 原料 SDS

この製品安全データシートは現時点で入手可能な資料等をもとに作成しておりますが、物理化学的性質、危険有害性等に関しては、いかなる保証も成すものではありません。また注意事項は、通常の取扱いを対象としたものであって、特殊な取扱いを行なう場合には自らの責任において用途に適した処置を講ずることが必要であることを理解した上で活用して下さい。